平成２３年（フ）第１３２１号
千葉県習志野市本大久保５丁目６番11号
コーポ・ニューオオタニ203号
債務者　岩橋　未希
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５３号
千葉県習志野市本大久保５丁目６番11号
コーポ・ニューオオタニ203号
債務者　岩橋　尚美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３５７号
千葉県市原市今津朝山170番地１　アルドールM201
債務者　傍士　智之
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６８号
千葉市中央区長洲１丁目11番４号　森政子方、住民票上の住所千葉市稲毛区あやめ台２番35棟404号
債務者　磯田　勇太
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４７５号
愛知県豊明市二村台５丁目１番地１　豊明団地１棟206号
債務者　大川　裕貴
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５０４号
名古屋市天白区一つ山１丁目66番地の１　一つ山荘東Ｔ－６棟201号
債務者　大谷　繁利
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７５１号
名古屋市中村区太閤通７丁目１番地　太閤公団434号
債務者　山住　安男
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５５号
北海道小樽市オタモイ２丁目５番７号、前住所北海道小樽市長橋３丁目４番22号
債務者　佐藤　朝次
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１８４号
北海道小樽市新光１丁目４番145号　新光マンション405号、前住所北海道小樽市稲穂４丁目６番３号　プチメゾン205号室
債務者　古澤　勝幸
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第７７５号
宮城県岩沼市吹上２丁目１番16号
債務者　阿部　裕二
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
宮城県石巻市蛇田字新下前沼20番地、前住所宮城県石巻市八幡町１丁目４番10号
債務者　吉田　三之
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
秋田市中通６丁目16番12号
債務者　石塚　　惇
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８３号
秋田市新屋豊町８番42、住民票上の住所秋田市中通６丁目16番12号
債務者　石塚　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８５号
秋田県男鹿市五里合箱井字町屋田73番地２
債務者　杉本　嘉文
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８７号
秋田市川尻上野町１番３―17号
債務者　赤平　忠和
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９６号
秋田市河辺北野田高屋字榊表23番地14　グランティ河辺
債務者　町田健太郎
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部